

## 会 議 要 録

名 称	第2回豊橋市廃棄物処理施設専門委員会
開催日時	平成30年1月22日（月）午前10時から午後3時まで
開催場所	<p>&lt;午前&gt; 豊橋市役所東館12階 東122会議室</p> <p>&lt;午後&gt; 株式会社明輝クリーナー原町工場 (豊橋市原町字南山1-99番地)</p>
出席委員数	<p>&lt;午前&gt; 委員4名（委員数6名）</p> <p>&lt;午後&gt; 委員4名</p>
出席委員名	<p>&lt;午前&gt; 成瀬委員、大門委員、三浦委員、山田委員</p> <p>&lt;午後&gt; 成瀬委員、三浦委員、小口委員、山田委員</p>
事務局職氏名	<p>廃棄物対策課長：清原陽介、課長補佐：金子雅泰 主査：竹野宏、担当：山崎健</p>
議事の概要等	<p>&lt;午前&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. あいさつ</li> <li>2. 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 株式会社明輝クリーナーの産業廃棄物処理施設設置許可申請について</li> <li>(2) 専門委員会の意見の取りまとめについて</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;午後&gt; 建設予定地等の現地視察</p>
議事録	別添のとおり

<午前>

【委員】 株式会社明輝クリーナーの申請について事務局から説明を行った後、株式会社明輝クリーナーに入室してもらいます。事務局お願いします。

【事務局】 第1回専門委員会の質問に対する回答からさせていただきます。

まず、質問①ですが、産業廃棄物の維持管理計画のご指摘については別紙1のとおりです。

基本的な事項として、24時間運転、排ガス対策、悪臭防止対策、排水処理、防音対策、保管計画が記載してあります。補足資料として、産業廃棄物処理施設の維持管理するうえで、必要な事項とその対応と措置を明記しています。記載内容については、施設の運転管理・維持管理を適切に行うとの回答になっています。その他、施設の点検に係る部分の焼却施設維持管理基準表も参考に添付しています。廃棄物の受入れはマニフェスト、目視確認での確認を行い、廃棄物の焼却は800℃以上で、燃焼ガスは滞留時間2秒以上になるような焼却等を行うとともに、維持管理については定期的な点検、年数回の施設点検、排ガス測定を行うなどの対応を行うこととなっています。

質問②についてですが、旧施設と新施設の基準値の比較ということで、別紙2をご用意しています。関係する法律として、ダイオキシン類対策特別措置法及び大気汚染防止法があります。

先に、ダイオキシン類対策特別措置法ではダイオキシン類を規制しており、旧施設ではダイオキシン類の基準値は5ng-TEQ/N<sup>m</sup>ですが、新施設では0.1ng-TEQ/N<sup>m</sup>になっています。地元からの要望を受け、独自に設定した管理目標値として、0.01 低い数値の0.09ng-TEQ/N<sup>m</sup>を設定しています。大気汚染防止法では、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素の4項目を規制しており、旧施設と新施設での基準値については、ばいじんが0.1g/N<sup>m</sup>に対して0.04g/N<sup>m</sup>、管理目標値0.036g/N<sup>m</sup>、硫黄酸化物は旧施設と新施設で基準は変化せず、8.76のK値を管理目標値では4.00としています。また、窒素酸化物及び塩化水素についても基準値は変化せず、各々250ppmが自主基準値では225ppm、700mg/N<sup>m</sup>が自主基準値では500mg/N<sup>m</sup>で運転することとなっています。

質問③の平成9年の愛知県の許可申請時の臭気対策に関しては、平成7年に当初は養豚で発生する糞の焼却を目的に利用する予定でしたが、廃プラスチック類を焼却しているということで、地元から要望書が提出されました。臭気の要因については不明でしたが、悪臭が発生していたとの記載が残っています。その後の原因究明や対応記録を探しましたが、愛知県が管理していた頃書類ということもあり、確認することは出来ませんでした。今回の新施設でどのような対策を講じるかについては、事業者から説明していただきたいと思えます。

質問④の医療系廃棄物焼却の運転管理の方法についてです。感染性廃棄物は専用容器に入っており、内容物の確認は出来ませんが、これまでの運転管理の経験上では、基本的には高カロリーの廃棄物がほとんどであるとの説明を受けております。

新施設では、感染性廃棄物は専用の搬送装置で運搬し、固形物混合装置で他の廃棄物と混合し、焼却温度が適正に維持できるように運転管理することとなります。

質問⑤の燃焼ガスの滞留時間について、能力計算の 2.2 秒が確保できることの明確な根拠についてですが、燃焼上部、再燃焼室で、2 秒以上確保できるような設計を行っているとの説明を受けていますが、事業者より詳細な説明をさせていただきます。

質問⑥の旧施設と新施設の環境対策の比較についてです。別紙 3 に騒音、振動、臭気、大気汚染、排水対策について旧施設と新施設の比較を一覧で掲載しております。新しい対策は表中に★で示しており、騒音対策におけるバーナーへの吸音材付き防音壁等の設置、その他、特徴的な対策として触媒装置でのダイオキシン類の分解による低減などがあげられます。触媒装置等の説明を含め、詳細な説明は事業者より行いたいと思います。

質問⑦の重油の使用量及び省エネルギー化については、重油の使用量は既存施設の 700L から新施設では 720L に増加しますが、処理能力は 18 t/日から 120 t/日で単位当たり消費量は減っており、大幅な省エネルギー化を図っているとの回答となります。

質問⑧の処理量の増加や稼働時間の延長に対し、技術の進歩及び環境負荷についてのメリットですが、毎日の焼却炉の立ち上げ、立下げが無く、連続運転を行うことで炉内が 800℃ 以上に保持され、既存施設よりも安定した運転が出来ることがあります。また、重油の消費量が削減されることで、環境負荷の低減を図ることも出来るとのことですが、事業者から詳細な説明を行うこととさせていただきます。

質問⑨のダイオキシン類の分解について、芳香環からの塩素脱離又は芳香環自体の分解であるかですが、配布した参考資料③に分解の構造を記載しております。結論としましては、芳香環自体の分解ということですが、詳しい触媒装置の構造を含め、事業者から説明します。

質問⑩の当初の建設計画の 9000 m<sup>2</sup>から 3000 m<sup>2</sup>未満へ縮小した経緯についてですが、県道の幅員を 12m で当初計画を立てていましたが、担当課からの指摘で幅員が 9m 未満の場所があることが判明し、計画を縮小する必要性が生じ、平成 26 年 7 月に計画を変更したこととなっています。

質問⑪の施設更新の背景の説明については、事業者より説明を行います。

質問⑫の湖西市の反対地域及び反対理由については、湖西市で建設に反対している地域として、湖西市の白須賀という地域をはじめ、現施設の周辺の地域からご意見をいただいております。法律の手続きで意見書として提出されたものについてまとめたものが、別紙 4 となります。なお、意見書は豊橋市で 1 件、湖西市 4 件受付けています。豊橋では、24 時間操業、雨天時排ガス対応、自主管理目標値、土壌汚染について等の 11 項目で、湖西市は、湖西市側に調査対象地域を設定してほしい、湖西市にも緊急時連絡体制をつくってほしいとのご意見がありました。

質問⑬の災害時対応のメリットについてですが、こちらについても事業者より説明を行います。

最後に、質問⑭の本市における事業者の処理量についてですが、平成 28 年度の実績報告

から2万4千tの産業廃棄物の処理を行っており、うち焼却量は3千500tとなっています。このうち、事業所は市内でも比較的処理量が多い事業者となっています。説明は以上になります。

【委員】 前回の議事を確認したいと思うのですが、議事録のご用意はありますでしょうか。

【事務局】 申し訳ございませんが、本日ご用意した資料には含まれておりません。

【委員】 前回の議事録を確認することが必要ですので、次回までにご準備をお願いします。

【事務局】 次回までには準備いたします。

【委員】 事業者に入室してもらう前に、何かご意見がございますか。

【委員】 2点確認をさせていただきます。まず、別紙3の資料で★印の位置づけが分かりません。旧施設と新施設との比較で、新たな対策が★印であるならば、振動・騒音対策の防振ゴムの設置、防音壁の高さ2mから4mへの変更等も該当すると思われませんが、どのようなつけ方になっているのですか。

【事務局】 ★印は新たな対策と説明しましたが、基本的には特に新施設で対応を強化した対策であるとの説明を受けております。

【委員】 施設内を負圧にする対策も新たな対策として良いと思いますので、★印を見直し、注釈も下段に記載してほしいと思います。次に、2つ目の意見ですが、別紙4の意見書の回答については、これから事業者から回答していただけるのでしょうか。

【事務局】 意見書の内容で、事務局又は事業者で各々回答するものがあり、事業者からご回答をいただけるものについては、この場でご回答をいただきます。

【委員】 住民からの意見については、事務局で回答を取りまとめてください。追加で質問等はございますか。

【委員】 排水対策について確認しますが、施設からの排水は全く無いということでしょうか。基本的には、施設の稼働によりドレンの排水など、結構な量があると思いますが、そのあたりは貯留できる量などを十分に考慮し、設計されているのでしょうか。

【事務局】 施設で発生する排水は、地下のタンクに貯留することになっています。貯留したものは基本的に施設内で主に冷却水などで使用することとなっており、外部に排出しません。使用できない場合は、他の業者に処理委託等を行うとの説明を受けております。なお、貯留できる量については、正確に把握できていませんので、事業者から回答します。

【委員】 それでは、事業者に入室していただき、質疑応答を行います。その後、事業者退室後に質問を再度受け付けたいと思いますので、事業者に入室してもらってください。

【事業者】 宜しくお願いします。

【委員】 該当する質問について事業者から回答をお願いします。

【事務局】 まず、資料 1 の③の平成 9 年当時の愛知県許可における臭気問題の件で、新施設で臭気対策をどのように行うかについて、ご説明をお願いします。

【委員】 中核市になる以前、貴社の焼却炉が愛知県の許可を受け、その前後で臭気に関して何かトラブルがあったと思いますが、どうでしょうか。

【事業者】 過去の記録を探しましたが、どのような対応を行ったかどうかは資料として残っていませんので、内容を確認出来ておりません。この地域は日東電工、アスモなどの同業者の焼却炉が隣接しており、臭気の原因の特定は難しいと考えています。ただし、施設周辺では野焼きもありますので、そのようなものについては写真撮りや記録を行っています。

【事業者】 設備的な面から補足します。焼却炉の保管施設は、全て屋内のため臭気の漏えいは防止されています。また、保管ピットヤード内の臭気は燃焼空気に使用し、分解されるため、問題ないと考えています。平成 9 年以前は、排ガス処理が湿式であり、湿度の高い空気がより地上に落ちやすいものでしたが、新焼却炉の処理方式は乾式のバグフィルターを採用しており、従来よりも広く拡散が行われ、臭気の問題は改善されると考えています。

【事務局】 次に、資料 3 の⑤で能力計算書では 2.2 秒の燃焼ガスの滞留時間を確保できる計算となっていますが、2 秒以上確保できる根拠について詳細に説明をお願いします。

【委員】 焼却炉のどの部分で、どのような考えなのかを説明してください。

【事業者】 燃焼ガスの滞留時間の説明ですが、処理工程のフロー図で説明をいたします。図の中央に記載しているのが、今回の焼却炉です。考え方としては、燃焼室全体で 2 秒とい

うことではなく、1次燃焼室、2次燃焼室、再燃焼室とガスが流れる中で、再燃焼室だけでも滞留時間を2.2秒確保することができる設計基準となっています。1次燃焼室と2次燃焼室の境界は再燃焼室の助燃バーナー少し下のくびれのあたりとなっており、2次空気を挿入するところから、「再燃焼室」と考えています。図面で1次燃焼室を除外した部分を2次燃焼室としてお考えください。別図で説明しますと、焼却炉の上部側面の図示されているくびれが、2次空気が入り混合されるところで、それ以降が再燃焼室の容積となっています。煙道部分を除外して、炉内容積を計算すると、1次の上部が21.9 m<sup>3</sup>、別の装置で隣に再燃焼室で80.2 m<sup>3</sup>と合計して102.1 m<sup>3</sup>となります。ガス量39294 m<sup>3</sup>/h、に燃料ガス温度914℃ということで(273+914)を掛け、さらに273で割り、燃料ガス量を47.4 m<sup>3</sup>/sとします。容積102.1 m<sup>3</sup>を47.4 m<sup>3</sup>/sで割ると、2.2秒になり、2秒以上確保できているという計算になります。1次燃料室はあくまで余裕としてみています。

【委員】 燃焼ガス量には2次空気の燃焼バーナーのガス量を含めていますか。また、重油の助燃バーナーの排ガス量は含めていますか。

【事業者】 2次空気については含めています。助燃バーナーは燃焼量が低くなったときに使いますので、通常は計算書の中には含めていません。ごみの発熱量が減った場合、助燃することを想定しています。

【委員】 燃焼温度は914℃ということですが、炉出口で800℃以上を確保する必要があり、その担保はどのようになっていますか。

【事業者】 炉出口の最高端で914℃になるよう設計しています。

【委員】 914℃は炉出口近くの温度という理解でよいでしょうか。

【事業者】 そのとおりです。

【委員】 燃焼ガス量の算出は、想定される流量・流速の最大と考えてよろしいでしょうか。この値を下回った場合、滞留時間が長くなるので問題ないですが、逆に早くなる場合の確認が必要と考えられますので、これが最大と捉えてよろしいでしょうか。

【事業者】 そのとおりです。これ以上高くなることは考えられません。

【事務局】 資料3の⑥の旧施設・新施設の環境対策について、事業者よりご説明をお願いします。

【事業者】 旧施設は新施設と比較すると見劣りする部分があります。現施設の防音壁はALCの2mで、新施設はALC100の4mとします。誘引ファンは、防音対策として防音室を設置し、その他施設は遮音対策をします。次に24時間稼働についてですが、車両の出入りは、午前7時～午後7時までとし、シャフトを閉めて騒音対策を行います。振動対策は、コンクリート基礎のみから、防振ゴムを設置する対策を追加します。臭気対策は、ピット室について密閉性を保持します。現在も建屋内に保管場を設置しておりますが、加えてピット室を負圧にし、臭気が炉内に吸引されるような仕組みとなっております。ばいじんは、現状もバグフィルター、消石灰、活性炭で処理を行っていますが、ダイオキシン類対策に触媒装置をあらたに設置します。排水処理については、変更点はありませんが、雨水と汚水は出来るだけ場内処理を行うこととなっております。施設はクローズドとなっており、浄化槽排水以外は場内処理を行います。

【事業者】 補足説明になりますが、今回の付帯設備が沢山ありますので、機器ごとに個別の遮音対策を行います。

【事務局】 排水処理の部分について、貯留槽の容量と排水の利用方法について追加でご説明をお願いします。

【事業者】 貯留槽の容量については、別途提出を行います。

【事業者】 基本的には、施設の場内でプラント冷却水などに利用します。ボイラー・タービン、復水器の冷却塔、焼却炉の冷却水等で主に利用します。容積については、建築図で確認して報告するようにします。通常は想定していませんが、余剰になる場合は当社の水処理施設で処理を行います。

【委員】 別紙3は貴社が作られた資料でしょうか。

【事業者】 メーカーと打ち合わせて、当社が作成した資料になります。

【委員】 資料中に○印と★印があると思いますが、★印は新施設で特に対策を行ったものと理解しましたが、例えば、防振ゴムや4m防音壁は○印でなくて、★印でいいのではないかと思います。何か印の仕方に意図があるのでしょうか。

【事業者】 防音壁は現在も設置していますので、同様の措置として○印にしました。

【委員】 2mから 4mへの変更は大きな違いであると思います。新しい対策は、注釈をつけていただきたい。また、誘引ファンを防音ボックスから防音室にしたことについて、もう少し御説明ください。

【事業者】 現在の防音ボックスは鋼板製の囲いですが、防音室は建築物として届出し、認可をもらうものになり、材質は ALC100 で建造します。

【委員】 騒音効果としてはより改善されたということでしょうか。

【事業者】 そのとおりです。

【委員】 豊橋、湖西の住民からの意見の⑤の維持管理目標値についてですが、法的な基準についてはわかりますが、既存の焼却炉から約 7 倍スケールアップされています。管理値は守られていますが、排気量は増加し、排ガス量が約 7 倍になりますので、濃度が一緒であれば、その分が排気されることとなると思います。例えば操業目標値、実際はこのようなギリギリの値で操業されないと思うので、算出のデータ等出せないですか。m<sup>3</sup>×量で排気量が増加するということが住民は気になると思います。法的には全く問題ありませんが、そのあたりのしっかりとした根拠を提示されれば、住民は安心すると思いますが、いかがでしょうか。例えば、窒素酸化物の目標値は 220mg/m<sup>3</sup>ですが、実際は 100mg/m<sup>3</sup>などを想定していますなどあります。

【事業者】 メーカーの一般論で恐縮ですが、栃木県で自社の焼却炉（研究施設）を運営しており、「法的な規制はないが、努力目標くらい示したらどうだ」という話ありまして、法の規制値の 8 割くらいの値を提示したところ、暫くするとその値が約束値になってしまったということがありました。「約束したのだから守るべきだ」と要求され、公式な場で記録に残り、担当官が変わった場合、その値が拘束力をもってしまうこともあります。住民説明会では説明した別紙 2 で一旦ご納得いただいていますので、それ以上はいかななものかと思えます。

【事業者】 補足になりますが、自治会長と協定書（誓約書）のお話をさせていただく中で、委員が話されたように少し不安を持っているという意見はいただいていますので、目標値があるからいいというものではないということは認識しております。この点に関しては、測定等する中で、測定データの開示がほしいという意見もいただいております。基準を守っているだけではなく、運転状況についても常に開示し、自治会の役員等も替わりますので、年 1 回くらいは、自治会をお招きし、意見交換とご報告をする場を設けたいと検討しております。施設が建設されてからでは遅いので、本年も 6 月くらいを目途にご理解を深めていた

だくように考えていることを約束し、不安・疑問が払拭できればと考えています。

【事務局】 資料の3の⑨について、処理量増加し、24時間稼働になるということですが、環境負荷低減を含めたメリットの説明をお願いします。

【事業者】 メーカーの立場では、処理量の増加につきましては、広域化が叫ばれている中、100tクラスの焼却炉は平均的なものという認識を持っています。メーカー実績としても十分に耐えうるものと認識しています。24時間稼働については、ダイオキシン類の分解が高温で行われますので、立ち上げ、立下げの機会を減らすことで安全な操業が出来ることがポイントではないかと考えています。こちらについては、メーカーとしても推奨させていただいております。全国都市清掃会議等でも発表しておりますので、ご理解のとおりかと思えます。その中で、搬入搬出は24時間行うわけではないので、焼却炉のみが24時間運転するものをご理解いただければと思います。

【委員】 現在18t/日から今後120t/日ということで処理能力が約7倍となりますが、取引先がいないと廃棄物は集まらないと考えますが、そのあたりの算定はどのようになっていますか。また、集まらなかった場合の対応はどのようでしょうか。

【事業者】 本計画を12年前から行ってきましたが、実質的に廃棄物自体は確保できると思います。現状では、18t/日という処理能力のため、お受けできない廃棄物をお断りして、他者に処理をしてもらっているのが現状です。東三河だけでなく、浜松西部もそうですが、名古屋圏も含めても、焼却炉が少ないことから、緊急停止などには他県に廃棄物が流れています。豊橋市においても、市内の廃棄物が地元で処理されていない現状があります。焼却炉の大型化で集約し、ごみの集約と適正処理を両立できるようにしていきたいと考えています。廃棄物の処理費が高騰しており、地元経済界からも高いといわれています。運搬費はどうしても高くなり、「地元で処理ができないか」という声もあり、今回計画させていただいています。

【事務局】 次は、資料3の⑨のダイオキシン類の分解についてご説明ください。

【事業者】 触媒装置では、多環芳香族の分解により、ダイオキシン類の除去を行います。配布した参考資料③をご覧ください。こちらは触媒装置の外形図になります。この装置に触媒が充填されており、充填ゾーンを排ガスが通過するときに、ダイオキシン類を分解するようになっています。図の右上に、分解のメカニズムを記載しています。

【委員】 触媒はどこに置かれるのですか。

【事業者】 参考資料③の平面図の長方形のブロックが 2 つありますが、上のブロックに置きます。全体図では、バグフィルターの横に配置することとなります。

【委員】 十分に温度が下がっているところですね。

【委員】 維持管理計画別紙 1 の③で、活性炭を吹き込むとありますが、どのようなイメージをすればよいのでしょうか。

【事業者】 消石灰と同じ場所に活性炭を噴霧し、ダイオキシン類を吸着し、バグフィルターで捕集するような形になります。

【委員】 活性炭をかなり使用されると思いますが、どの程度使用されるのでしょうか。

【事業者】 時間あたり 7 キロを使用する計画となっています。

【委員】 触媒を利用して管理目標値  $0.09\text{mg}/\text{m}^3$  は高いように感じられますが、普通は 10 のマイナス三乗程度の数値になるものですかね。

【事業者】 産業廃棄物の焼却炉の場合、硫黄酸化物の影響が避けられないので、平均的な数字といたしますか、安定的な運転を確保できる数値を出しています。

【委員】 ダイオキシン類の基準値が  $0.1\text{ng}\text{-TEQ}/\text{N m}^3$  で、管理目標値が  $0.09\text{ng}\text{-TEQ}/\text{N m}^3$  の評価はどのようでしょうか。窒素酸化物などは、それなりの目標値を設定していますが、ダイオキシン類はかなり基準に近いことが気になります。実際は、 $0.08\text{ng}\text{-TEQ}/\text{N m}^3$  など低い値なのかもしれませんが、安全に書いているという感覚がします。

【事業者】 そのとおりです。目標値が高いという認識はありますが、実際の運営については余裕をもって、目標値の設定をしています。

【事務局】 次は、資料 3 の⑩の  $9000\text{ m}^2 \rightarrow 3000\text{ m}^2$  に計画変更した経緯について、ご説明をお願いします。

【事業者】 計画の始まりは 12 年前で、当初愛知県からは計画道路幅が 12m あるということで建設計画を進めてきましたが、担当が替わる中で、「原町の幅員を株式会社明輝クリナーで全部実測せよ」という形になりました。新幹線の高架下の幅員が 9m に満たないこと

から、計画自体が駄目になりました。愛知県と話し合いを行いました、修正を何度も繰り返し、計画がここまで伸びてしまったのは、市の担当課の方の認識が足りていないこともあったと思います。ゼロからのスタートも何回もあり、大分後手に回ってしまった状況にあります。

担当課とも協議を行い、課内の認識がずれていることを知っていただき、現在は認識を改めていただいています。要約すると、9000 m<sup>2</sup>の建設計画を 3000 m<sup>2</sup>への計画に変更を余儀なくされたということになります。

**【事務局】** 次は資料 3 の⑩ですが、建設工事計画の P3 の施設更新の背景の中で、愛知県静岡県の廃棄物処理の実情等について、事業者から詳細にご説明ください。

**【事業者】** 施設更新背景としましては、工場は豊橋市にありますが、湖西市に隣接しているため、営業範囲は愛知県全域と静岡県の天竜川以西の主に浜松市周辺であり、廃棄物は同地域から集まってきます。三重県、岐阜県も許可を取得していますが、主に搬出のために取得しています。排出事業者は、リサイクルを行うことを理想としていますが、廃棄物は増加する傾向にあります。理由の一つとして、廃棄物・有価物の定義が曖昧で分類が難しいことがあります。例えば、中国にプラスチック類が売却できなくなると、その分が廃棄物となるような事例があげられます。また、現在ではプラスチックと金属が混合した複合素材などの処理が困難なもの、医療廃棄物及び汚泥残渣等の増加、食品廃棄物の不適正処理等により、焼却物のニーズは十分あります。そのような背景の中、弊社としては、地元の廃棄物は地元で処理したいと考えておりますが、現在の施設では、老朽化や処理能力の限界といったことが問題となっています。お客様からは、「遠方まで現地確認に行くのも大変なので、出来るだけ地元の廃棄物は地元で処理してもらいたい」というニーズが強く存在します。そこで、老朽化した施設をより良いものに更新し、地元には何かしらの貢献が出来る施設にできればいいだろうと考えまして、今回施設更新を申請しました。

**【委員】** 先の委員会で平成 27 年度に豊橋市で 63 万 t の産業廃棄物が処理されており、市内から 39 万 t、市外から 24 万 t 搬入されており、一方で、市外に搬出されているのは 3.5 万 t との説明がありました。今の段階で焼却能力は足りているという疑問はありますが、実際はどのようにお考えでしょうか。

**【事業者】** 数量は市の集計したデータで、間違っていないと思います。しかし、焼却物は実際のところ、管理型最終処分場で焼却せず処理しているのが現状であり、他県市に搬出されています。排出事業者が市に報告している情報がどこまで正確かどうかは疑問があります。

【委員】 市内の排出事業者の中で、市内で処理してほしいという需要はあるのでしょうか。

【事業者】 市内の排出業者においては、リサイクルが少なく、管理型最終処分場で処分している現状が増えています。それらを焼却することにより、減量化・減容化が出来ますので、最終処分場の延命化にもつながります。

【委員】 今回、発電されサーマルリサイクルされているとあるが、熱利用の内部利用ですかね。あと、中国の廃プラの受け入れ不可で、日本にどんと来ちゃったというのも、小耳に挟みました。それでは次の質問をお願いします。

【事務局】 では、資料3の⑬について、災害時の対応のメリットをご説明ください。

【事業者】 廃棄物処理施設ではありますが、発電施設を設けて電気事業法の許可も取得するサーマルリサイクル施設となります。また、災害時の避難所施設に認定していくことを検討しています。環境省推進の強靱化計画の一つとして、一昨年度から項目があげられましたので、災害防止協定を結び、災害時にはお風呂・電気・暖房の問題もありますので、そのような施設としての利用を提案させていただきました。

当初は、焼却・焼成炉で焼却灰のリサイクルを考えていましたが、東日本の震災時に環境省の依頼で、愛知・岐阜・三重県と同業者のチームで震災復興に参加した際に、現地で電気が無いことに困っているとの話をお聞きしました。それをきっかけに、ごみと電気の関係について考えるようになりました。当時、災害廃棄物受入れの話もありましたが、様々な問題から、受入れが出来なかったことも踏まえ、全量をまかなえるとは思っていませんが、市や住民が困ったことに対し、受け入れができる施設を作りたいと考えています。その他、環境教育、スマートシティについても考慮し、緊急応援できる施設としても考えています。

【委員】 建造物の耐震関係は審議しなくてよいでしょうか。東日本の震災のような災害が、起きた際に炉が壊れることも考えられますが、基準は、また別に審査がありますか。

【事務局】 施設には構造基準があり、通常は平常状態で見えるものですが、防災となると、また違った要素がかかってくるので、その観点でいいますと、建築関係の部門で見ることとなります。

【委員】 地盤についてはどうでしょうか。

【事業者】 地盤は調べていますが、豊橋の地盤は固く、地震でも地割れも無い状況で、かなり良い状況にあります。また、高台にあり、海岸線から遠いところに位置しています。

【委員】 耐震という話ありましたが、特に工夫された点などあればご披露ください。

【事業者】 構造物については、全国的にも優秀な設計士を起用しており、免振に関しては張りの量などを含め、構造物として問題ありません。

【委員】 発電量は、焼却炉を動かす全体のどのくらいまかなえるのでしょうか。

【事業者】 1950KW が最大の発電量で、場内は 700～800KW 程度使用します。残りの 1100KW 程度が余剰分で使用できます。

【委員】 住民から提出された意見については、後日、文書で回答を行ってください。

【事務局】 後日あらためて回答をさせていただきます。

【委員】 追加で確認されたい事項などありましたらお願いします。

【委員】 お聞きした中で、基準に基づき施設の運営がされているとのことですが、これまでに管理基準が満たされなかった事例や災害時に対応を行った事例はありますか。

【事業者】 基準値を超えてしまったことはあります。その際は、行政からの指導もあり、まずは地元の自治会等に報告をさせていただきました。ご説明を行う中で、「きちんとやってくれ」というご意見もいただいております。

【委員】 社内に問題に対応する組織、経路及び計画などありますか。

【事業者】 当社には 150 名の社員がいますが、経営者とは別の社内組織として、「安全性委員会」という独立した組織があります。

【委員】 環境基準には、本来は一酸化炭素と熱しゃく減量の記載が必要ですので、付け加えてください。

【事務局】 次回までに修正いたします。

【委員】 他にご質問等ございますか。

【委員】 行政指導等はあるのでしょうか。また、指導等に対して住民対応をしっかりと行ったかについて確認を行うことも審査になるかと思えます。

【委員】 では、そのようにしたいと思えます。前回の焼却炉の審議は、愛知県でやっており、資料が全部残っているとは思いませんので、わかる範囲でご準備をお願いします。

<午後>

【委員】 新焼却炉の隣地を更地にしているが、何か利用目的がありますか。

【事業者】 隣地の利用については現在特に予定していません。

【委員】 新焼却炉の予定地には、現在も民家が建造されているが、建設する上で問題は無いのでしょうか。

【事業者】 民家については取り壊す予定です。近隣の住民は 2 世帯の住民が住んでいますが、説明を十分に行っており、同意は得られています。

【委員】 新焼却炉の煙突の高さは何mになりますか。

【事業者】 新焼却炉の煙突高さは 30m で、既存炉の煙突高は 18m となっています。

【委員】 煙突の高さは焼却施設の勾配の下がっているところから 18m ですか。

【事業者】 そのとおりです。

【委員】 焼却施設の風向はどのようになっていますか。

【事務局】 冬季は北西、夏季は南の風向になる傾向があります。

【委員】 現在使用している焼却炉はストーカー炉でしょうか。

【事業者】 そのとおりです。

【委員】 地盤は盛土を行っていますか。また、地盤調査は行っていますか。

【事業者】 地盤の盛土は行っていません。また、地盤調査は行っていますが、特に問題となることはなく、地盤状態は良好です。

【委員】 近い民家ではどの程度の距離がありますか。また、近隣の小学校や病院などの配慮が必要な施設は同様にどの程度離れていますか。

【事業者】 豊橋市で最も近い民家で約 700～800m、湖西市で約 200mとなっており、小学校は豊橋市の谷川小学校が約 4 k mの距離にあります。病院等の施設については近隣には存在していません。